

変更届出書添付書類一覧（看護小規模多機能型居宅介護）

No.	変更事項	変更届出書添付書類	留意点
1	事業所の名称	<input type="checkbox"/> 付表8 <input type="checkbox"/> 運営規程	
2	事業所の所在地、 (変更前の事前協議が必要) 電話番号及びFAX番号	<input type="checkbox"/> 付表8 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 平面図(参考様式3) (電話番号、FAX番号のみ変更の際の添付書類はなし)	※所在地変更の場合、NO.7に該当
3	法人(申請者)の名称※1	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書の原本	※1 法人の名称変更とは、当該法人の「商号変更」のみを指す
4	主たる事務所(法人)の所在地、 電話番号及びFAX番号	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書の原本 (電話番号、FAX番号のみ変更の際の添付書類はなし)	◇法人情報の変更については、法人単位での届出可
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書の原本 <input type="checkbox"/> 誓約書(参考様式6)※2	◇複数の指定事業所(和光市内の事業所に限る)がある場合、事業所一覧(参考様式11)を添付
6	登録事項証明書又は条例等 (当該事業に関するものに限る。)	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書の原本または条例等	※2 代表者の氏、住所又は職名の変更のみの場合は誓約書不要
7	事業所の建物の構造、専用区画等 (変更前の事前協議が必要)	<input type="checkbox"/> 付表8 <input type="checkbox"/> 平面図(参考様式3)(法令上の室名、面積(m ²)、設備、備品等を記入)※併設のサービスがある場合は、マーカ等でサービスごとに色分けする <input type="checkbox"/> 設備等一覧表(参考様式4)	
8	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	<input type="checkbox"/> 付表8 <input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-8) <input type="checkbox"/> 管理者経歴書(参考様式2) <input type="checkbox"/> 管理者研修修了証の写し <input type="checkbox"/> 資格証の写し ※従業者と兼務する場合 <input type="checkbox"/> 誓約書(参考様式6)	※既に就任している管理者の住所又は氏のみ変更の場合は、付表のみの提出
9	運営規程	<input type="checkbox"/> 運営規程(変更部分がわかるようにアンダーラインやマーキング等をしてください) ----- 付表の内容が変わる場合 <input type="checkbox"/> 付表8 ----- 資格者の追加等の場合 <input type="checkbox"/> 資格証の写し <input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-8)	
10	利用定員	<input type="checkbox"/> 付表8 <input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-6) <input type="checkbox"/> 資格証の写し <input type="checkbox"/> 運営規程	
11	協力医療機関及び協力歯科医療機関の名称及び所在地 他	<input type="checkbox"/> 付表8 <input type="checkbox"/> 変更後の各医療機関との契約書の写し	
12	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	<input type="checkbox"/> 付表8 <input type="checkbox"/> 変更後の施設等との取り決め内容(任意様式)	
13	計画作成担当者(介護支援専門員)の氏名及びその登録番号	<input type="checkbox"/> 付表8 <input type="checkbox"/> 資格証の写し <input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-6) <input type="checkbox"/> 介護支援専門員一覧(参考様式7) <input type="checkbox"/> 「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」修了証の写し	

- 付表や添付書類への押印は不要です
- 資格証の写し等への原本証明は不要です

◎変更事項の内容によって、老人福祉法上の変更届の提出が必要となる場合があります。詳しくは、「老人福祉法に関する届出」ページをご覧ください

◎変更事項の内容によって、業務管理体制整備に係る届出書(届出事項の変更)の提出が必要となる場合があります。詳しくは、「業務管理体制整備に関する届出」ページをご覧ください